

(提出先) 茨木市長

生産緑地地区の指定同意書

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第3項の規定に基づき、下記の土地における生産緑地地区に関する都市計画の案に同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類	実印

記

土地の所在			
地目		地積 (㎡)	
主たる	氏名		
従事者	住所		

※生産緑地地区指定希望申出者 _____

※生産緑地地区指定受付番号 _____

◎同意書の記入上の注意事項等について

- (1) 同意書は、生産緑地地区の指定に同意する土地1筆につき、1枚をご使用ください。
- (2) 権利の種類とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権、登記された永小作権、先取特権、質権、抵当権等をいいます。
- (3) 主たる従事者とは、その者が従事できなくなった場合、当該生産緑地地区における農林漁業経営が客観的に不可能となるような該当者をいいます。
- (4) 同意書には実印を押印の上、印鑑証明（法人にあたっては印鑑証明及び資格証明）を添付してください。

◎生産緑地地区に関する都市計画の案への同意について

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共事業の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。
- (3) 生産緑地法第7条第1項の規定により、生産緑地地区について使用または収益する権利を有する方は、生産緑地地区を農地として管理しなければなりません。
また、生産緑地法第7条第2項の規定により、これらの方は、市長に対し、当該生産緑地地区を農地として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができます。
- (4) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては、次に掲げる行為を行う場合は市長の許可を受けなければなりません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築または増築。
 - ② 宅地の造成、土砂の採取その他の土地の形質の変更。
 - ③ 水面の埋め立てまたは干拓。また、第17条の規定により、市長は、生産緑地地区の保全のため必要があると認めるときは、当該許可行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。
- (5) 生産緑地法第10条の規定により、都市計画法第20条第1項の告示の日から起算して30年を経過したとき、または告示後当該生産緑地地区に係る農林漁業の主たる従事者（一定の割合以上従事している者を含む。）が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、当該生産緑地地区を時価で買取る旨を申し出ることができます。
- (6) 生産緑地法第15条第1項の規定により、第10条の規定による申し出ができない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別な事情があるときは、市長に対し、当該生産緑地地区を時価で買取る旨の希望を申し出ることができます。
- (7) 次の場合には、その変更された内容について、変更届を提出してください。
 - ① 所有者の異動があった場合
 - ② 主たる従事者が変更された場合